

子育て支援型共同住宅推進事業

子どもの安全・安心を確保する新築・リフォームを支援

概要

共同住宅(分譲マンション、賃貸住宅)を対象に、①事故や防犯対策などの子どもの安全・安心の確保に資する住宅の新築・改修、②子育て期の親同士の交流機会の創出のため、居住者間のつながりや交流を生み出す施設の設置—の取り組みを支援し、子どもと親の双方にとって健やかに子育てできる環境整備を進める事業です。

これだけお得です

- 子どもの安全確保に資する設備の設置
補助率:新築1/10
改修1/3
補助上限: **100万円**/戸
- 居住者等による交流を促す施設の設置
補助率:新築1/10
改修1/3
補助上限: **500万円**

このような事業が対象です

- ▶対象 賃貸住宅 新築・改修
分譲マンション 改修
- ▶賃貸住宅の入居者又は分譲マンションの居住者が子育て世帯であること。
- ▶住戸の専有部分が40㎡以上であること
- ▶対象住戸を含む建物は新耐震基準に適していること

賃貸住宅建設型のみ

- ▶住宅が省エネ基準に適合していること
- ▶「子どもの安全確保に資する設備の設置」を整備する住戸が1棟当たり5戸以上

賃貸住宅改修型及びマンション改修型

- ▶「居住者等による交流を促す施設を設置する場合は、「子どもの安全確保に資する設備の設置」の実施必須事項の整備水準を満たす住戸が1棟当たり5戸以上

子どもの安全確保に資する設備の設置

※新築は全項目実施必須/改修は⑥、⑫、⑮、⑯、⑰の事項の実施必須

目的	補助対象
住宅内での事故防止	①造りつけ家具の出隅等の衝突事故防止工事(面取り加工)
	②ドアストッパー又はドアクローザーの設置
	③転倒による事故防止工事(洗面・脱衣所の床はクッション床)
	④人感センサー付玄関照明設置
	⑤足元灯等の設置
	⑥転落防止の手すり等の設置
	⑦ドアや扉へ指詰め防止工事
	⑧子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵の設置
	⑨チャイルドフェンス等の設置
	⑩シャッター付コンセント等の設置
	⑪火傷防止用カバー付水栓、サーモスタット式水栓等の設置
	⑫チャイルドロックや立消え防止等の安全装置が付いた調理器の設置
子どもの見守り	⑬対面形式のキッチンの設置
	⑭子どもを見守れる間取りへの工事(キッチンに面したリビング)
不審者の侵入防止	⑮防犯性の高い玄関ドア等の設置
	⑯防犯フィルム、防犯ガラス、面格子等の設置
	⑰防犯カメラ設置
災害への備え	⑱家具の転倒防止措置のための下地処理工事
	⑲避難動線確保工事

2024年2月末時点の情報で、
内容が変更になる場合があります。

制度の詳細 子育て支援型共同住宅サポートセンター
<https://kosodate-sc.jp>

